

(株)ジュオン等の事業に係る対応

林業振興課木質バイオマス係 ☎0824-73-1130

(株)ジュオンおよびグリーンケミカル(株)の事業に関する現状と対応に関して5月号でお伝えしていますが、その後の(株)ジュオンの破産およびグリーンケミカル(株)の事業譲渡に関する対応状況をお知らせします。

1 (株)ジュオンの破産に関する事項

(株)ジュオン等の破産に関しては、3月31日以降次のような状況になっています。

| | |
|-------|--|
| 3月31日 | (株)ジュオンから、平成19年度に整備したチップボイラー導入事業およびバイオエタノール実証実験事業の事業中止の届出を受ける。 |
| 4月20日 | (株)ジュオン破産申立て |
| 4月28日 | (株)ジュオン破産手続開始決定 |
| 5月30日 | 債権届出期限 市は債権を保全するため、裁判所へ届出を行っている。 |
| 8月26日 | 財産状況報告集会等開催予定 |

2 (株)ジュオンの破産に係る市の対応

市は(株)ジュオンの破産に伴い、同社が行ったチップボイラー導入事業およびバイオエタノール実証実験事業に関して、次のとおり協議および必要な手続を行っています。

(1) 中国四国農政局との協議

| | |
|-------|--------------------|
| 4月1日 | 中国四国農政局への事業中止申出 |
| 4月15日 | 中国四国農政局から事業中止の承認 |
| 4月18日 | 市から(株)ジュオンへ事業中止の承認 |
| 5月20日 | 中国四国農政局との債権額に関する協議 |
| 5月24日 | 中国四国農政局から債権額の承認 |

(2) 手続等

| | |
|-------|--|
| 4月15日 | ①木質バイオマス関連事業の推進に関する協定書の解除 ②木質チップボイラーによる熱供給事業に関する覚書の解除 ③バイオエタノール実証実験施設に係る土地・建物使用貸借契約の解除 ④国内クレジット取り引きの損害賠償請求(749,245円) |
| 5月26日 | ①(株)ジュオンのチップボイラー、エタノール実証実験施設に係る補助金返還額について、広地方裁判所へ債権届出および(株)ジュオンへ補助金返還命令 債権額……17,760,110円 内訳 チップボイラー……12,677,638円 バイオエタノール……5,082,472円 ②国内クレジット取り引きの損害賠償請求について、広島地方裁判所へ債権届出 債権額……49,245円 |



3 グリーンケミカル(株)の木質バイオマス活用プラント整備事業

市は、プラント施設の有効活用による事業目的の達成のため、グリーンケミカル(株)の事業譲渡について関係者との調整を行っています。

4 グリーンケミカル(株)の木質バイオマス活用プラント整備事業に係る事業計画変更に伴う補助金返還

グリーンケミカル(株)が庄原工業団地で進めていたプラント整備事業は、平成22年11月に事業計画の変更を行った結果、糖化設備と炭化設備が不要となりました。

これに伴い、平成20年度で整備した糖化パイロット装置および分析機器の一部が補助事業の対象外となったため、グリーンケミカル(株)は整備した部分への補助金を市に対して返還しなければなりません。

平成23年5月31日現在で、未だグリーンケミカル(株)から返還納付されていない額が11,352,879円あり、市は債権としてこれを回収する必要があります。

5 会計検査

(株)ジュオン、グリーンケミカル(株)が実施した地域バイオマス活用交付金事業について、事業計画の策定、事業実施状況、現在の状況、今後の方針などの検査が5月24日、25日、27日、会計検査院により実施されました。

現在も、引き続き調査が行われています。

6 住民監査請求

6月30日、市民28人から市監査委員に対して、木質バイオマス関連事業に関する住民監査請求がありました。

これを受けて、今後は市監査委員において監査が実施されます。

| | | |
|---|----------------------|-------------------------|
| (1) 返還額 | 21,048,879円 | |
| 内訳 | 糖化パイロット装置 分析機器の一部 | 20,499,590円 549,289円 |
| (2) グリーンケミカル(株)の返還状況 | | |
| 平成23年1月18日 | 9,618,000円 | |
| 平成23年4月7日 | 78,000円 | |
| 計 | 9,696,000円 | |
| (3) 市から国への返還額・時期 | | |
| 市は国との協議により、21,048,879円を平成23年中の予算措置が整い次第、速やかに返還することとしています。 | | |

忘れずに手続きを

児童扶養手当現況届 特別児童扶養手当所得状況届

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方(所得制限で手当を受けていない方を含む)は必要書類、印鑑などを持って、次の期間中に女性児童課または各支所市民生活室で手続きを行ってください。

受付期間
児童扶養手当
8月1日(月)～31(水)
特別児童扶養手当
8月11日(木)～9月12日(月)
※該当する方へは、別途案内を送付します。

注意!
期間内に手続きをしないと8月以降の手当が差し止められます。また、この手続きを2年間しないと受給権がなくなります。
※新たに該当すると思われる方は問い合わせください。

申請窓口・問い合わせ
女性児童課児童福祉係
☎0824-73-1192
または各支所市民生活室

